

FP としてのフィデューシャリー宣言

2020 年 5 月 20 日

西岡奈美

金融庁は、金融業界全体へのフィデューシャリー・デューティーの浸透を目指して、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しています(2017.3.30)

これを受け、個人への相談業務に携わる私たちファイナンシャル・プランナーも、金融サービスを業として提供する者として、フィデューシャリー宣言を行い、お客様のために、自らの業務を遂行することを公約する必要があると感じています。その実践にあたって、私は事業継続に必要な合理的報酬のもと、お客様に対し、一切の利益相反行為を行わない事を改めて確約し、明文化して公表致します。

総括的宣言

1. 顧客本位の業務運営にかかる方針の策定・公表等

- (1) 私は、お客様の最善の利益のために、金融機関に属さない中立的な立場で、適切な相談業務を行います。
- (2) お客様の経済的な安心の実現に向けて、ファイナンシャル・プランナーとしての専門知識を持って相談業務にあたります。
- (3) 金融商品の斡旋・販売による手数料等は受け取らず、相談業務、その他サービス提供への対価のみを報酬と致します。
- (4) より良い業務運営を実現するために、当該方針は定期的に見直します。

個別具体的方針の宣言

2. 顧客の最善の利益の追求

- (1) 私は、お客様に対し誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を追求することのみが、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につながると自覚致します。
- (2) お客様一人一人の利益に合致する良質なサービスを提供することに務めます。
- (3) お客様が、お金についての不安を適切に解消し、長期的な資産形成を円滑に行うことができよう、金融経済教育(マネ育)・投資教育に力を注ぎます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 私は、お客様の最善の利益追求に反し、特定の事業体より推奨等される金融商品を、顧客に

推奨等致しません。

(2) 相談における報酬をお客様より直接受領することで、「お客様の最善の利益」のみを追求します。よって、金融商品販売に関わる手数料や紹介料を受け取ることはありません。

4. 手数料等の明確化

(1) 私が提供するサービスの内容・価格については、HP等で公表し、お客様が事前に疑問なく理解できるよう情報提供に務めます。

5. 重要な情報の分かりやすい提供

(1) 私の相談業務においては、お客様の疑問や不安に丁寧に回答し、重要なことを分かりやすくお伝えできるよう努力します。

6. 顧客にふさわしいサービスの提供

(1) 私は、お客様の状況・知識・経験などに応じてお客様にご納得いただけるよう、相談と説明の在り方を心掛けます。

(2) 私は、お客様の状況・知識・経験など、ニーズを十分把握すると共に、お客様が自らの意思によって行動を選択できるような知識・情報の提供に務めます。

以上